

○補助者証取扱規程

(補助者証の交付等)

第1条 山形県司法書士会（以下「本会」という。）の会員（以下「会員」という。）は、本会に手数料を納付して、使用届出を提出した補助者についての補助者証の交付を請求することができる。

- 2 前項の請求をするには、別紙第1号様式の請求書を提出し、補助者証の交付を求める補助者の写真（提出の日前3月以内に撮影された無帽、かつ正面上半身の背景のないもの）2葉を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定により発行する補助者証には、補助者の写真を貼付し、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 補助者の氏名及び生年月日
 - (2) 会員の事務所の所在地・電話番号
従たる事務所の法人会員の場合には、主たる事務所の所在地も記載しなければならない。
 - (3) 個人会員の場合には、会員の氏名又は職務上の氏名及び登録番号
 - (4) 法人会員の場合には、会員の名称及び法人番号
 - (5) 簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる会員の場合には、認定番号
 - (6) 発行年月日及び有効期限
 - (7) 発行番号
- 4 補助者証の形状、貼付する写真の大きさ等については、会長がこれを定める。
- 5 会員は、退会するとき及び補助者を置かなくなったときは、直ちに本会に補助者証を返還しなければならない。会員が登録を取り消されたとき又は司法書士法第47条第3号の懲戒処分を受けたときも同様とする。
- 6 会員は、司法書士法第47条第2号の懲戒処分を受けたときは、補助者証を直ちに本会に預託しなければならない。法人会員が同法第48条第1項第2号（業務の一部の停止の場合を除く。）又は第2項第2号（業務の一部の停止の場合を除く。）の懲戒処分を受けたときも同様とする。

(補助者名簿への記載等)

第2条 本会は、補助者名簿に補助者証の発行に関する事項を記載又は記録しなければならない。

(補助者証の携帯)

第3条 会員は、補助者に次の事務をすることを指示した場合には、補助者に補助者証を携帯させなければならない。

- 一 不動産登記法第21条に規定する登記識別情報の通知の受領

(補助者証の有効期限)

第4条 補助者証の有効期限は、発行の日から5年とする。

(補助者証の継続更新)

第5条 会員は、補助者証の有効期限の3月前から、本会对し、手数料を納付して、補助者証の交付を受けた補助者について新たな補助者証の交付を請求することができる。

2 前項の請求をするには、別紙第2号様式の請求書を提出し、交付を求める補助者の写真(第1条第2項に規定する規格と同じもの)2葉を添付しなければならない。

3 第1項の新たな補助者証の交付を受けた会員は、交付と引換えに、本会に旧補助者証を返還しなければならない。

(補助者証の記載事項の変更)

第6条 会員は、補助者証の記載事項に変更が生じた場合には、本会对し、手数料を納付して、新たな補助者証の交付を請求しなければならない。

2 前項の請求をするには、別紙第3号様式の請求書を提出し、交付を求める補助者の写真(第1条第2項に規定する規格と同じもの)2葉を添付しなければならない。

3 第1項の新たな補助者証の交付を受けた会員は、交付と引換えに、本会に旧補助者証を返還しなければならない。

(補助者証の廃止等)

第7条 会員は、いつでも、補助者証を添付して補助者証の廃止を申請することができる。

2 会員は、補助者証を滅失、毀損、紛失した場合には、次条第1項に定める請求をするときを除き、直ちに本会に補助者証の廃止を請求しなければならない。

3 前2項の請求をするには、別紙第4号様式の請求書を提出しなければならない。

(滅失、毀損等による再発行)

第8条 会員は、補助者証を滅失、毀損、紛失した場合には、前条第2項の規定にかかわらず、本会对し、手数料を納付して、直ちに新たな補助者証の交付を請求することができる。

2 前項の請求をするには、別紙第2号様式の申請書を提出し、交付を求める補助者の写真(第1条第2項に規定する規格と同じもの)2葉を添付しなければならない。

3 前項の請求書には、滅失等の理由を具体的に記載しなければならない。

(発行事務手数料)

第9条 補助者証の発行手数料は金1,000円とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年6月23日から施行する。
(平成24年6月23日 理事会一部改正承認)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月12日(理事会決議の日)から施行する。

附 則 (令和2年4月18日理事会承認)

(施行期日)

この規程の改正は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律(令和元年法律第29号)等の改正に伴い変更した山形県司法書士会会則の施行の日(令和2年8月1日)から効力を生ずる。

第1-1号(個人用)様式

司法書士補助者証発行請求書

年 月 日

山形県司法書士会会長 殿

事務所名称(届け出ている場合)

氏名又は職務上の氏名

職印

事務所所在地

電話番号

登録番号

第

号

簡裁訴訟代理等関係業務認定番号

下記の者を補助者として使用しておりますので、補助者証の発行を請求いたします。

氏 名		性 別	男 ・ 女
住 所			
生年月日	年 月 日	補助者届出 年月日	年 月 日

備

考

*写真(2枚)を添えて提出のこと

司法書士補助者証再発行請求書

年 月 日

山形県司法書士会会長 殿

法人名又は事務所名称

氏名又は職務上の氏名

職印

事務所所在地

電話番号

登録番号又は法人番号

簡裁訴訟代理等関係業務認定番号

下記の理由により、補助者証の再発行を請求いたします。

氏 名		性 別	男 ・ 女
住 所			
生年月日	年 月 日	補助者届出 年月日	年 月 日

【再発行の理由】

継続更新（補助者証取扱規程第5条に基づく再発行）

紛失・毀損（補助者証取扱規程第8条に基づく再発行）

*写真（2枚）を添えて提出のこと

司法書士補助者証変更請求書

年 月 日

山形県司法書士会会長 殿

会員氏名
 (法人名及び代表者氏名)
 登録番号 第 号
 (法人番号)

職印

補助者証の記載事項のうち、下記の事項を変更したので、補助者証の再発行を請求いたします。

記

<input type="checkbox"/> 司法書士の 氏名又は 職務上の氏名 (又は法人名)	新	
	旧	
<input type="checkbox"/> 事務所の 所在地	新	
	旧	
<input type="checkbox"/> 電話番号	新	
	旧	
<input type="checkbox"/> 補助者の 氏名	新	
	旧	
備考		

* 写真（2枚）を添えて提出のこと

* 旧補助者証を添付のこと

司法書士補助者証廃止請求書

年 月 日

山形県司法書士会会長 殿

会員氏名
(法人名及び代表者氏名)
登録番号 第 号
(法人番号)

職印

補助者証を廃止しますので、下記のとおり請求いたします。

氏 名

性 別
男 ・ 女

住 所

生年月日

年 月 日

補助者届出年月日
年 月 日

【廃止の理由】

* 補助者証を添付のこと